

## 第1回常願寺川流域懇談会 議事要旨

開催日時：平成18年10月30日（月） 10：30～12：00

場 所：パレブラン高志会館 2F「嘉月」

議事次第：

1. 開 会
2. 挨拶
3. 出席者の紹介
4. 設立趣旨、規約及び運営方針について
5. 座長選出
6. 議 事
  - ① 河川整備基本方針、河川整備計画について
  - ② 流域懇談会について
  - ③ 常願寺川の現状と課題について
7. 質 疑
8. 閉 会

◇常願寺川流域懇談会の設立趣意書（案）について

- ・原案のとおり承認された。

◇常願寺川流域懇談会規約（案）について

- ・原案のとおり承認された。

◇常願寺川流域懇談会運営方針（案）について

- ・原案のとおり承認された。

◇座長選出

- ・規約第6条に基づき、座長に福岡 捷二 中央大学研究開発機構教授を選出した。

◇議 事

- ① 河川整備基本方針、河川整備計画について
- ② 流域懇談会について

[主な意見]

（委員A）

・環境は常願寺川本川のみでなく支川も含めた水の循環、つまり「流域」で形成されるものであり、その観点から懇談会の名称を「流域懇談会」としたことは、非常に意味あることと考える。

・一方、管理面で見ると1つの流域において国土交通省以外の機関も所管している部分もあるが、環境面で考えれば、それぞれの機関の間で管理における整合を図る必要がある。

（委員 B、委員 C）

・常願寺川の歴史や文化、土石流災害等を考えた場合、直轄管理区間より上流のカルデラも踏まえておく必要がある。また、上下流のネットワークも考えた上で河川整備計画を策定する必要がある。

（事務局）

・常願寺川河川整備計画の対象範囲は国土交通省が管理する直轄管理区間（河口から横江頭首工まで）となるが、河川整備計画の内容については流域全体を踏まえた上でご議論いただきたい。また、国土交通省の直轄管理区間以外の対応については必要に応じてそれぞれの機関と調整して参りたい。

（座長）

・流域における各機関の管理区分はあくまでも行政的な区分であり、実際には上流から下流まで連なって（循環して）いることを意識し、議論していくことが重要である。

（委員 B）

・河川整備計画の対象期間は100年間程度の長期的なものでなく、今後30年程度とのことであるが、設立趣意書における表現を工夫すべきでないか。

（座長）

・河川整備計画は長期的な基本計画である河川整備基本方針に基づいたものであり、河川整備基本方針の目標を達成すべく中短期の具体的な整備内容を示す整備計画を複数回にわたり策定する手続きとなっている。したがって、河川整備計画の策定を繰り返していくことにより、将来的な長期計画につながっていくこととなる。

・なお、流域懇談会では30年の期間に限定されず長期的な視野でも議論していただくが、中心となる対象期間は当面30年程度とされたい。

（委員 D）

・流域として考えた場合、海岸侵食等の問題は河川の土砂動態と密接な関係があることから、河川整備計画の対象範囲には海岸（海底谷）まで含めてはどうか。

（事務局）

・常願寺川の河川整備計画の中で土砂の管理は重要なテーマの一つであり、この土砂動態を研究することが海岸保全にもつながると考えている。海岸事業自体は河川整備計画

の範囲外となるが、流域として議論を進めていく中で考慮していきたい。

（座長）

・土砂動態は川の特徴を決める要素であり、治水、利水および環境面できわめて重要であることから、流域懇談会において議論していただきたい事項であるが、対象範囲は基本的に河川法の枠組みである河口までとし、その中で海岸に対する諸問題についても考えていくこととしたい。

（委員 E）

・河川整備計画において洪水防御も重要であるが、生態系に関しては川の水量が少ない時が重要となる。これには川にとって必要な水量（維持流量）を流す必要があり、水利権の調整も必要となってくる。この点についても議論されたい。

（座長）

・維持流量については利水および環境面でいろいろ係わってくることであり、是非議論していただき、長期的な方向性を見いだすことが大切である。

（事務局）

・現在、横江頭首工での取水後に下流に流れる水量が減少することから、発電事業者に対し義務的に維持流量を放流してもらうガイドライン放流を平成 16 年から実施している。また、放流量については通年一定量とするのではなく、夏場に多く、冬場に少なくするなど、少しでも生態系が良くなる放流方法を見いだすための放流試験を行っているところである。

### ③ 常願寺川の現状と課題について

[主な意見]

（福岡座長：座長）

・（第 1 回常願寺川流域懇談会資料 P5 急流河川の課題、図一堤内地盤高と平均河床高の比較について）常願寺川の河床高は昭和 22 年に比べ低下したものの、河口から約 7 ～ 12km 区間では、未だ左岸富山市側の地盤高より高い状況にある。洪水時には更に高い位置が水位となることから、破堤した場合の被害は甚大なものとなることを示しており、現在の富山市が置かれている状況を認識する上で大変重要な図である。富山市だけでなく立山町も含め、このような治水上危険な状況にあることを踏まえ利水や環境の問題を総合的に考えていく必要がある。

（委員 B）

・このように治水上危険な状況にある中で、現在の河川整備はどう行っているか。

(事務局)

・現在、常願寺川の河床高は砂防事業の効果もあり、特に上昇傾向は見られず安定していることから、大規模な河床掘削は行っていない。一方、常願寺川のような急流河川では洪水時の流水エネルギーが大きいことも治水上重要な問題となっており、現在はこの流水エネルギーを受け止めるための堤防の強化といった事業を実施している。

(委員 B)

・強大な流水エネルギーを受け止める堤防の護岸は他の河川と比べどのくらい強固なものが用いられているのか。

(事務局)

・常願寺川では洪水時に大きな礫が流れ護岸にぶつかることから、他の緩やかな河川に比べ強固な護岸となっている。具体的には礫に対しては礫で対応するとの考えから、練石張という礫を積んでコンクリートで固めた構造となっている。

(座長)

・常願寺川のような急流河川の実状において安全な地域づくりという観点が非常に重要なポイントとなる。このような状況を踏まえ、河川整備計画のなかでも堤防や護岸をどう整備するかが非常に大事なこととなる。

(委員 A)

・常願寺川は急流河川であるが、扇端部（扇頂部から富山駅あたりを半径とした辺）から下流では勾配は緩やかである。この扇端部には湧水地帯が形成されており、扇状地の地形と河川勾配が関係していると思っている。このような地形的な見方も河川整備計画において必要と考える。

・常願寺川の河床低下に伴って、農業用水との連結が問題となる箇所はあるか、あるとすればどの程度か。

(委員 D)

・農業用水の取水については横江頭首工で一括取水していることに加え、上滝の発電所の放流水を左右岸に分水する構造となっており、これより下流部での影響については特に聞いていない。

(委員 A)

・取水は特に問題ないとのことであるが、魚の移動を考えた場合、排水路と常願寺川本川に大きな段差があれば障害となる。この点についても確認しておく必要がある。

(事務局)

・確認したい。

(委員 C)

・常願寺川は治水、利水上重要な河川ではあるが、水に親しむ（親水）との観点からは不十分であるように思う。新しい河川法では従来の治水、利水に環境も加わったが、河川整備計画ではどう考えるのか。

(座長)

・常願寺川の河床は大きな礫でかつ、勾配も急なことから少ない水量だと伏流（河床の下に水が潜って流れる）してしまう。これは生き物にとっては重大なことであり、この点も課題である。

・治水、利水だけでなく親水等環境面も踏まえた総合的な河川整備計画素案を事務局より提示してもらい議論していくこととしたい。

(委員 F)

・横江頭首工での取水量は経年的に見て変化しているか。

(事務局)

・確認したい。